

# 小渕政権期の文民警察官派遣政策 一国連東ティモール派遣団(UNAMET)参加問題をめぐる内政と外交—

庄司 貴由

## 1 序論

1990年8月2日の湾岸危機勃発以降、従来までの自衛隊に加え、文民警察官(CIVPOL : Civilian Police)派遣の検討も外務省内で本格化していた。例えば、湾岸戦争終結直前の1991年2月22日、駐オーストリア大使の長谷川和年から本省宛に同国文民警察官の国内手続き、派遣根拠、活動内容などに関する情報が寄せられていたことは<sup>1</sup>、その一例といえよう。そして、1992年6月15日に成立した国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(国際平和協力法)によって、自衛隊だけでなく、文民警察官の派遣をも可能とする法的基盤が整うことになる<sup>2</sup>。

この法律に基づき、宮澤喜一内閣は、国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC : United Nations Transitional Administration in Cambodia)に日本人文民警察官75名を派遣したが<sup>3</sup>、翌1993年5月に初の犠牲者を出す。以来、自衛隊の派遣はモザンビーク、ルワンダと新たな展開を見せる一方<sup>4</sup>、日本人文民警察官の派遣は中々実現しなかった。ところが、その後も、日本に対する文民警察官派遣要請が全く皆無だったわけではない。後に警察庁次長を務めた田中節夫の言によれば、政府は、国連事務局からハイチへの文民警察官派遣要請を受けていたが、治安悪化を理由に見送りを余儀なくされたという<sup>5</sup>。

しかしながら、自衛隊派遣とは好対照の展開を見せた文民警察官の派遣は、1999年に東ティモールで突如実現することになる。先に述べた通り、「カンボジアの事件」が発生したのが1993年5月であるから、およそ6年ぶりの文民警察官派遣となつた。

こうした特異な事情にもかかわらず、日本人文民警察官をめぐる政治状況はほと

んど分析対象として扱われてこなかった。カンボジアでの経験や<sup>6</sup>、積極的な警察官の派遣を提言した研究は比較的数多く存在する一方<sup>7</sup>、東ティモールの事例では、その分析対象が自衛隊の活動状況に絞られ<sup>8</sup>、文民警察官派遣を検討したものは数少ない。例えば、古沢希代子が「その内ひとりはジャカルタに配属された。東ティモールにたった2名、しかも彼らに本部付きという条件をつけたことの帰結は真剣に問われなければならない」と論じたように<sup>9</sup>、その否定的側面がつとに指摘されがちである。けれども、この指摘を導く過程は、二つの大きな問題を抱えている。第一に、「カンボジアの事件」の影響を分析の射程に含めておらず、第二に、インドネシア政府や国連側との交渉過程、政府内の脅威認識が全く明らかにされていないからである。

後述するように、1999年5月、政府は東ティモールへの文民警察官派遣を国連事務局から打診されていたが、少なくとも公に拒絶することではなく、むしろ、どのように派遣するかを一貫して模索してきた。しかし、同時期の東ティモールでは民兵の攻撃が相次ぎ、遂に日本人文民警察官は撤退を余儀なくされ、その後は国連信託基金への1億ドルを目指とした資金拠出にならざるを得なかった<sup>10</sup>。この間、現地の脅威を政府はどのように捉え、いかなる策をもって犠牲者発生を回避しようとしたのか。それは、先行研究の間隙を埋めると同時に、当時の文民警察官派遣問題を異なる視点で浮き彫りにするはずである。

## 2 文民警察官派遣問題の浮上—予備的検討の開始

東ティモール問題が国際政治場裡で大きな関心事となるのは、インドネシア侵攻のことである。1975年12月7日朝、インドネシア国軍が首都ディリへの陸海空全面侵攻を開始し<sup>11</sup>、翌年7月17日にインドネシア政府が東ティモールを27番目の州として正式に併合を宣言して以来<sup>12</sup>、幾度となく現地の民族解放運動と併合派は衝突を繰り返してきた<sup>13</sup>。しかし、1998年5月のアジア経済危機によって、32年間継続したスハルト（Suharto）政権が瓦解すると<sup>14</sup>、バハルディン・ユスフ・ハビビ（Bacharuddin Jusuf Habibie）副大統領が第三代大統領に昇格する。そし

て 1999 年 1 月 27 日、ハビビは「第二の選択肢（Second Option）」と呼ばれる決断を下す。すなわち、東ティモールの人々が「特別自治州」という提案を受け入れないならば、東ティモールの分離独立を国民協議会に提案するというものである<sup>15</sup>。これを受け、インドネシア政府が「直接投票（Direct Ballot）」の実施を決断したため<sup>16</sup>、1999 年 6 月 11 日、投票の組織化と実施を主な任務とする国連東ティモール派遣団（UNAMET：United Nations Mission in East Timor）が設置されることになる<sup>17</sup>。

一方、日本国内では、日米関係にとって「きわめて重要な政策決定」<sup>18</sup>、「新たな段階」<sup>19</sup>とも称された「日米安全保障共同宣言—21 世紀に向けての同盟」を成し遂げた橋本龍太郎内閣が 2 年 6 カ月あまりで退陣を余儀なくされていた<sup>20</sup>。その後、田中真紀子をして「凡人（小渕）、変人（小泉）、軍人（梶山）の争い」（括弧書き原文のまま）といわしめた 1998 年 7 月 24 日の自民党総裁選挙で<sup>21</sup>、森派の小泉純一郎、橋本派から袂を分かった梶山静六を抑え、後に衆議院で首班指名を受けたのが、小渕恵三その人であった<sup>22</sup>。一方、参議院で自民党は過半数割れを起こし、菅直人民主党代表が首班指名されるなど、早くも政権基盤が揺らぎ始める<sup>23</sup>。しかし、日本国憲法第 67 条に規定された衆議院の優越に基づき、同月 30 日に小渕内閣が発足し<sup>24</sup>、小渕は所信表明演説で次のように国連平和維持活動と文民警察官派遣に触れている。

「国連平和維持活動に参加する方々の安全を確保するため、『国連要員等安全条約』の早期発効に向けて各国に積極的に働きかけてまいります。また、カンボディアにおける中田さん、高田さんの貴重な犠牲にも思いをいたしながら、国連職員の安全対策のため、国連に対し、いわば『秋野ファンド』として、資金を拠出することとしたいと思います。」<sup>25</sup>。

こうして、国内政治では小渕が国連平和維持活動参加に伴う安全確保の整備を打ち出し、国際政治ではハビビの歴史的決断が行われていたが、永田町で文民警察官派遣関連の議論はほとんど進展を見なかった。小渕内閣発足当初、官邸は、ブリッ

ジバンク（つなぎ銀行）制導入を最大の柱とする金融再生関連法案をめぐる「金融国会」への対応に迫られていたし<sup>26</sup>、翌1999年1月14日の自民・自由連立内閣発足後も、情報公開法、日米防衛協力のための新指針（ガイドライン）関連法、男女共同参画社会基本法、国旗国歌法、改正住民基本台帳法など<sup>27</sup>、野中広務内閣官房長官が「怖さのようなものを感じていた」<sup>28</sup>、「こんなものをやっていいのかと自問自答」<sup>29</sup>せざるを得ないほど、「考える間もなく」<sup>30</sup>法案が成立し、東ティモールどころではなかったからである。

さらに、自衛隊関連法案をめぐる議論も活況を呈していた。とりわけ、連立政権発足時に合意されていた平和維持軍（PKF：Peacekeeping Forces）本体業務凍結解除の扱いをめぐって、自民、自由、公明の与党三党は紛糾し続けた<sup>31</sup>。つまり、1964年のキプロス国連平和維持軍（UNFICYP：United Nations Peacekeeping Force in Cyprus）設置に活動の起源をもち<sup>32</sup>、世界的に活動の場を拡大させていた文民警察官にまで国内の議論が至らなかったといえよう<sup>33</sup>。

P K F凍結解除問題をめぐる与党内調整が停滞する一方で、東ティモールが注目され始める決定的転機が訪れる。1999年4月24日、東ティモール独立運動指導者のシャナナ・グスマオ（Kay Rala Xanana Gusmão）が、軟禁中の民家で朝日新聞記者と会見を行い、彼はインドネシアのハビビが、日本、米国、ドイツ、オーストラリア、フィリピンの五ヵ国に対し、国連への協力を要請したと明らかにした。さらに「日本はぜひこの要請を受け入れてほしい」と語り、治安維持に参加するよう呼び掛けた<sup>34</sup>。同日中に沼田貞昭外務報道官の談話が発表され、「日本政府は、国連や関係諸国と緊密に連携し、応分の貢献を行う用意がある」<sup>35</sup>と前向きな表明を行っている。

このような東ティモール派遣をめぐっては、グスマオの要請後、政府内で「自衛隊よりも警察で」<sup>36</sup>との考えが根強くなりつつあった。また、欧州諸国もコミットメントを表明しているのに、アジアの中で日本が断るのは難しいという判断もあつた<sup>37</sup>。ところが、「カンボジアの事件」は払拭されておらず、派遣と要員の安全確保の難しい判断を迫られていたと指摘できよう。だからこそ、5月中に調査団派遣

を行い、安全性を見究めたうえで 6 月中に結論を出す方針が固まつたのである。外務省の内部資料によれば、5 月 6 日、日本人文民警察官の派遣ができるいかを確かめる国連からの打診が日本に届いた。これを受け、総理府国際平和協力本部事務局、外務省、警察庁などで日本人文民警察官派遣につき、予備的検討が開始されている<sup>38</sup>。その主な論点は以下の通りである。

(1)現地の治安情勢

要員派遣に当たり、要員の安全が確保されるのか。

(2)文民警察の任務

我が国国内法を逸脱するような任務を行うことがあるのか。

(3)派遣のタイミング

予防接種、閣議決定等派遣に係る諸準備・諸手続が必要であるため、派遣の意思決定から派遣まで通常最低 1 カ月を要しているが派遣のタイミングに間に合うか。

(4)配置場所

平成 4 年のカンボジア派遣時の経験から、分散配置は避け、原則として州都ディリに置かれる中央本部にのみ配置するよう確保できるか。

ここで見過ごせないのは、第三項目を除けば、全て要員の安全確保が重視されている点である。とりわけ、第四項目に掲げられた「分散配置」と「中央本部のみ配置」という相反する二つの言葉が一つの文章に並列されている状況を見れば、何としてもカンボジアの二の舞を回避しようとする政府内の意図が窺い知れよう。カンボジア派遣時、日本人文民警察官 75 名は、7、8 名単位で本部を含む九つの地域に「分散配置」され<sup>40</sup>、その翌年に 4 名の負傷者と 1 名の死亡者を出した<sup>41</sup>。つまり、東ティモールでは「中央本部のみ配置」という一極集中型の派遣形式を採用することで、現地勢力との接触を断ち、二度目の犠牲者発生を回避しようとしていたわけである。

この派遣方式に基づき、小渕恵三内閣は 5 月 12 日、7 月上旬に 10 名程度の文

民警察官を派遣する方針を固めた<sup>42</sup>。言わば、6年振り二度目の文民警察官派遣は、派遣場所を極度に制限する形で決定されたといえよう。だが、小渕内閣が拠り所としていた「中央本部のみ配置」という政策も決して万能ではないことが、文民警察官派遣後に判明するのである。

### 3 現地脅威の「発見」

#### (1) 「東チモール調査ミッション報告」—現地危険性の批判的分析

永田町で本格的議論が開始されてからしばらくして、東ティモールではUNAMETの組織編成が徐々に形を伴いつつあった。政務、選挙、広報、文民警察、管理、軍事連絡の六部門で構成され、そのうち最大の部門が選挙部門であり、国連ボランティア、国際スタッフを含めると約450名が配属されている。それに次ぐのが文民警察部門であり、最大時には288名に及んだ<sup>43</sup>。7月10日に文民警察官の展開が完了し<sup>44</sup>、最大規模のオーストラリア50名をはじめ、米国30名、フィリピン19名、バングラデシュ10名など、延べ27カ国から派遣されていた<sup>45</sup>。UNAMETでは、東ティモール全13県を八つに区分し、各地域事務所を開設するとともに、有権者登録と投票の実施に備え投票所を200カ所設置している。現場に配属された文民警察官1名は、国連ボランティア2名、ドライバー、通訳、車1台のチームに加わり、各投票所を担当した。この文民警察本部は、首都ディリに置かれ、管理、捜査、連絡調整、オペレーション・センター担当の四部門を常時30名弱で運営していた<sup>46</sup>。

UNAMETへの人的貢献をめぐって、政府が文民警察官派遣の細目を検討する一方で、非政府アクターも行動を喚起するようになっていく。例えば、三省庁合同調査団派遣3日前の5月11日、超党派で竹村泰子参院議員が代表を務める「東ティモール問題を考える議員懇談会」は、併合派民兵の暴力を憂慮し、現地に要員を派遣して早急に調査するよう外務省に要請していた<sup>47</sup>。

こうした政府内外で話題を呼んだ「東チモール調査ミッション」は、団長に外務省アジア局の樽井澄夫審議官が就任し、警察庁、総理府など総勢14名で構成されている<sup>48</sup>。この政府調査団派遣をめぐって、政府と同議員懇談会の間で異同はなかっ

たものの、5月12日の会合において、調査団派遣計画は議員懇談会に一切伝えられていない<sup>49</sup>。翌日にも、議員懇談会は、政府に状況把握のためのインフォーマントを紹介するとともに、調査団帰国後に研究者、議員、N G Oなどの関係者で今後の日本の政策を協議する会合を提案していたが、結局提案は全て拒絶されたという<sup>50</sup>。

この政府調査団は、当初の予定通り5月14日から22日までジャカルタと東ティモールに派遣され、日本の協力に必要な基礎情報の収集に傾注していた<sup>51</sup>。ジャカルタではインドネシア政府関係者や独立派指導者のグスマオラと会談を行う一方、東ティモールではディリとバウカウを訪問し、国連、州政府、軍、警察、国際赤十字委員会の関係者、独立派と併合派の指導者、シメネス・ベロ（Carlos Filipe Ximenes Belo）司教らと会談を行い、帰国の途に就いている<sup>52</sup>。それでは、同調査団による「東チモール調査ミッション報告」の中身はいかなるものだったのか。

同報告書はA4版で本文4頁と地図2頁で作成され、最初の頁で「情報が入手しにくい土地柄であること、関係者により情報の内容が必ずしも一致しないことなどから現地状況につき評価が下しにくい面がある」と断りながらも<sup>53</sup>、調査団の訪問が「我が国の東チモール問題に対する真剣な取り組みを行く先々に強く印象づけることができ、訪問したこと自体にも大きな意義があった」（傍線原文のまま）と絶賛している<sup>54</sup>。そして現地の治安状況について、次のように評価する。

「最近の治安状況については、州都ディリを除いた地方につき、東部では主として独立派（ファリンテル、勢力200～300人、山に潜んでいる）が国軍を、また西部では主として併合派勢力（勢力　自称5万人）が独立派を襲撃する事件（4月6日のリキサ事件他）が発生している。特に併合派の独立派に対する暴力事件の増加が見られる。かかる状況下、地方は危険であり、州都ディリについても、4月17日及び5月10日の事件に鑑みれば、少なくとも現時点において客観的に完全に安全とは言いきれず。なお、平野部は海岸沿いのみで、内陸部はほとんどが山岳地帯である東チモールの道路事情は悪く、島内の移動は容易ではなく、また、通信事情もあまりよくない。

現在までのところ外国人に負傷者は出でていないが、併合派は外国人ジャーナリストが中立的でないとしてかなり敵対的な感情を持っており、また、国際赤十字委員会代表も併合派から銃を向けられ威嚇されている。現地入りした国連関係者はこれまで少数であり危険に遭遇していないが、今後危険な状況に巻き込まれる可能性は現在の状況が継続するのであれば完全に排除されない。』<sup>55</sup>（括弧書き、傍線原文のまま）。

こうした「東チモール調査ミッション」の分析からは、次の点が指摘できよう。第一に、程度の差こそあれ、州都、地方を問わず増加している暴力事件への対策を彼らが考慮していたことである。傍線は引かれていないものの、道路事情、通信事情に触れていることからは、彼らがいかに緊急時の撤退を意識していたかが窺い知れよう。

第二に、併合派の敵対意識、敵対行為が、独立派だけでなく、ジャーナリスト、国際赤十字など第三者にも及んでいる状況に危機感を募らせていたことである。仮に、国連の打診に応じ、日本人要員をUNAME Tの一員として派遣することになれば、彼らも併合派の敵対行為から完全に無縁ではいられないと考えざるを得なかつたのである。

そして、治安悪化の原因の一つとして、「併合派、独立派双方による殺人、放火等につき、現地の警察・国軍は、治安当局は両派に対して中立でなければならない」という言い訳をしており、これまでのところ、これらの『犯罪』に対して取り締まる姿勢を十分に示しているとは言い難い。』<sup>56</sup>（傍線原文のまま）と続け、インドネシア側の意欲の低さに懸念を抱いていたのである。先行研究が指摘したように、確かに同報告書では「民兵の組織的背景、避難民や医療の状況については言及もなかつた」ものの<sup>57</sup>、「二枚の簡単なペーパー」<sup>58</sup>とは言い切れないほど、批判的且つ詳細に治安状況が分析されていたのである。

## （2）本部限定3名という条件—「二重の危機感」への対応

政府調査団の派遣と並行裡に、政府はさらに二つの措置を取った。

第一に、登誠一郎内閣外政審議室長のインドネシア派遣である。登は5月16日にインドネシアに派遣され、その翌日、ハビビに首相親書を手交している。その内容は、インドネシア側が治安維持を積極的に実施するよう求めるものであった<sup>59</sup>。他方、ハビビは「東チモール問題の解決に当たって、日本は主導権をとって欲しい、この要請は他の国には一切行っておらず、日本だけに行っているものである、他の国に働きかけて国連の活動に参加するようにまとめて欲しい」<sup>60</sup>（傍線原文のまま）とほとんど自国の取り組みには触れないまま、日本にイニシアティブを發揮するよう求めた。両国の立場の相違を反映し、政策上の乖離が浮き彫りになったのである。

第二に、国連事務局との直接交渉である。総理府国際平和協力本部の茂田宏事務局長が5月19日に国連本部に派遣され、ジャムシード・マーカー（Jamsheed Marker）国連事務総長特別代表らとの会談を行っている。そのなかで茂田は、仮に派遣する場合、（1）文民警察の任務について、我が国は投票箱等のエスコートの監視といった業務は行えないこと、（2）時期については、6月下旬という早い時期に派遣することは困難であることを説明し、国連事務局から理解を得ている<sup>61</sup>。その際の派遣場所については、少人数派遣を意味する本部への配置を要請し、概ね実質的な了承を得ていた<sup>62</sup>。先の総理府国際平和協力本部事務局、外務省、警察庁の予備的検討で列挙されていた主な論点は、調査団帰国前に既に解決を見ていたといえよう。

それでは、二つの交渉を政府はなぜ求めたのか。もちろん、東ティモール情勢の悪化が挙げられるが、それのみでは余りに政府内の脅威認識を単純化し過ぎていよい。この点について、次の文章が示唆に富む。

「仮に、今次派遣でカンボディアに引き続き犠牲者が生じる等のアクシデントが発生した場合には、国際協力に対する国民感情に悪影響を与えかねず、二度と我が国からの文民警察の派遣ができなくなるということになれば、今後の我が国の国際協力のあり方に重大な影響を与えかねない。」<sup>63</sup>

要するに、二度目の犠牲者発生によって、将来的な文民警察官派遣が許されなくなるだけでなく、その大枠の国際協力そのものが困難になるという「二重の危機感」こそ、政府が最も恐れるところであった。一つの基準としてカンボジア派遣時を位置付け、それとは異なる状況を交渉時から模索し、そして実現することで、「二重の危機感」を回避しようとしていたのである。

こうした交渉過程が終焉を迎えると、国内外の動向は慌しさを増しつつあった。例えば6月21日、国連の文民警察官第一陣41名が、遂にオーストラリアのダーウィンから首都ディリに到着した<sup>64</sup>。そして25日に、日本人文民警察官の派遣を求める国連事務局からの正式要請書（口上書）及び受け入れ同意を確認する書簡が届けられると<sup>65</sup>、29日の閣議で小渕内閣は、文民警察官3名の派遣を実施計画と関係政令で決定する。主な任務内容として、国際平和協力法第3条第3号チの「警察行政事務に関する助言若しくは指導又は警察行政事務の監視」が掲げられ、任期は1999年6月30日から9月20日までと定められた。この閣議決定に伴い、警察庁も同日、警察庁薬物対策課長の折田康徳警視長、兵庫県警出身の椎屋法久警視、福岡県警出身の三方正行警部ら3名の派遣を表明したのである<sup>70</sup>。折田は1991年から3年間、在インドネシア大使館で一等書記官として勤務しており、現地には知人が多い。また、「東チモール調査ミッション」にも参加し、治安情勢、公共施設、病院を見て回った。椎屋は、1985年から3年間、在シンガポール日本大使館で二等書記官（警備員）を務め、U N T A Cでの文民警察官の経験も有している。三方も85年から3年間、在フィリピン日本大使館で二等書記官（警備員）として勤務していた<sup>71</sup>。本部などオフィス勤務の了承を既に得ていたばかりでなく、このように「3名と少数で、全員が東南アジアの在外公館勤務経験者」であったことから、警察庁では、現地情勢の把握、けん銃射撃訓練といった「必要最小限の教養」で準備が整えられた<sup>72</sup>。派遣場所、人数、経験の全てが、警察庁の準備過程に合理性を付与していたのである。

ただし、この3名という数字には疑問が絶えなかった。例えば、7月23日の衆議院外務委員会において、「例えば30名とか、もう一けた違ってもいいのではない

か」、「3名しか派遣できる要員がいないのでしょうか」などの疑問が寄せられ、この理由を高村正彦外相は次のように答弁している。

「安全性等の観点から最初の判断が、東ティモールにおける警察の本部にだけ派遣するのか、それとも出先にも派遣するのかということの判断で、3名程度か、あるいは出先まで派遣するとなると、4名、5名じゃなくて一遍にわっとふえるわけであります。そこの判断で、我が国としては今まで申し上げている総合的判断の上で本部にだけ派遣する、そうすると3名ぐらいだ、こういう判断をしたものと私は思っております。」<sup>74</sup>

つまり、5月6日の予備的検討以来の方針に従うのであれば、3名が限度だというのである。実際、本部の定員枠は25名で、日本が確保し得る数にも限度があった。いみじくもジェームス・スチエアー（James A. Schear）とカール・ファリス（Karl Farris）が論じたように、そもそも国連文民警察の任務は、平和維持活動が進めば進むほど、当初の文民警察部門が準備しないエスコート業務や逮捕関連活動も含むようになり、より拡大するという特質を持つ<sup>75</sup>。高村の「総合的判断」は、こうした時間の経過に伴う活動内容の変化ではなく、派遣先の相違に伴う人数の増加を意識したものであり、それによる安全性への影響を問題視していたのである。

#### 4 派遣と撤退の摸索

6月29日の閣議決定後、各関係省庁の国際平和協力本部研修を受け<sup>76</sup>、官邸で小渕に出國の挨拶を行った文民警察官3名は、7月4日にオーストラリアのダーウィンへ向かった。彼らがダーウィンに到着したのは翌日のことであり、6日から9日までの4日間、ダーウィンの空軍基地の兵舎でUNAMET主催の（1）現地治安情勢の講義、（2）野外テント設営などの訓練を受けたのだった。<sup>77</sup>

ところが、東ティモールの治安情勢は、結果的に政府が憂慮した方向に向かう。とりわけダーウィン滞在中に、マリアナ、ヴィケケ、リキサの三地域でその傾向は

一段と強まった<sup>78</sup>。注目に値するのは、7月4日にリキサでUNAMET人道関係担当者が搭乗した複数車輛が襲撃された事件である。これらの搭乗者のほとんどが地元NGO関係者であり、1名が病院に搬送され、NGO関係者5名と難民1名が消息を絶った<sup>79</sup>。この事件はUNAMET関係者への初の銃撃であり、その後国連職員の避難に協力した文民警察官チームも民兵集団からの投石を受けている。つまり、国連関係者が「今後危険な状況に巻き込まれる可能性は現在の状況が継続するのであれば完全に排除されない」<sup>80</sup>という「東チモール調査ミッション」の見通しが、日本人文民警察官の現地到着直前に的中したのである。こうした治安状況の流動性によって、文民警察官の9日到着という予定は延期され<sup>81</sup>、結局、彼らが国連機で現地入りを果たしたのは翌10日であった<sup>82</sup>。到着後、彼らはアラン・ミルズ(Alan Mills)文民警察本部長に挨拶を終えているが<sup>83</sup>、政府にとっては、本部領域外の地方都市の状況も、派遣要員の安全を脅かすものに映ったといえよう。

それでは、派遣場所、および任務内容はどうなったのか。文民警察部門全体でミルズに次ぐ階級である特別顧問に就任した折田と、三方は、ディリのUNAMET本部に勤務することになった。インドネシア警察との連絡調整を三方が務め、オーストラリア、フィリピン警察などの連絡調整担当の統括を折田が担当した<sup>84</sup>。最初の2週間、椎屋も本部勤務であったが、7月24日からジャカルタのUNAMET事務所で唯一の文民警察官として勤務している<sup>85</sup>。ジャカルタのインドネシア国家警察本部との連絡を担い、UNAMET側の要請を国家警察本部に伝達し、その調整をディリの本部にフィードバックするのが椎屋の役割だった<sup>86</sup>。つまり、茂田が国連側に申し入れた通りの、政府にとって理想的な配置、任務状況が実現していたのである。

しかし、政府の安全確保は、配置場所、任務内容のみにとどまらなかった。国会審議では、必ずしも十分に検討されなかった、(1)の流動的な治安情勢に対応すべく、より踏み込んだ措置を政府は模索し始めたからである。11月30日までUNAMETの任期が延期されたにもかかわらず<sup>87</sup>、川島裕外務次官が住民投票後の帰国を示唆した8月31日<sup>88</sup>、外務省は、運輸省に邦人救出に備えるための巡視船派

遣を依頼した。この依頼を受けた海上保安庁は、日本の南方海域を巡回中でヘリコプター2機搭載の巡視船みづほを派遣している。海保のみづほ派遣は野中広務官房長官によって後に明らかにされ、9月8日まで周辺海域に留める方針であり、現地に残った日本のN G O職員の救出も念頭に置かれたものであった<sup>89</sup>。言い換れば、万一、ディリ本部という「聖域」が襲撃を受けた場合には、撤退するという最後の手段が整えられていたのである。

このような方策は結果的に実施されなかったものの、8月30日の投票後、決して杞憂とは言い切れない状況であった。9月4日午前9時、「特別自治州」拒否が有効投票総数の78.5%を占めたことが発表されると<sup>90</sup>、インドネシア国軍の支援を受けた併合派民兵が、現地住民やU N A M E T職員を殺害し始め、ディリのU N A M E T本部も包囲されたからである<sup>91</sup>。外務省南東アジア第二課の資料によれば、外務省は、5日夕刻に海外危険情報で「危険度4（家族退避勧告）」を発出し、同日夜にも最高レベルの「危険度5（退避勧告）」に変更している<sup>92</sup>。本部の日本人文民警察官2名と、日本政府連絡調整事務所スタッフの退去決定も出されたことは言うまでもない。こうした事態に備え、警察庁次長の田中は国連側に緊急事態対応として即座の撤退を申し入れており、既に了承を得ていたという<sup>93</sup>。文民警察官2名は日本政府連絡事務所に退避し、6日朝にはU N A M E T日本人スタッフ、政府職員、投票監視員ら23名らとともに、国連機ではなく、日本政府チャーター機でディリを後にしたのであった<sup>94</sup>。

東ティモールの治安悪化について、沼田貞明外務報道官は「かなり状況が緊迫しており、…懸念せざるを得ない。…インドネシア政府が、治安維持の責任を全うすることが極めて重要であり、そうするよう当該政府に要請し続ける」と言及したものの<sup>95</sup>、投票結果発表後数週間で、併合派民兵によって、およそ3,000人から4,000人の現地住民が虐殺された<sup>96</sup>。こうした状況に対し、9月15日に安保理決議が全会一致で採択され<sup>97</sup>、東ティモール国際軍（INTERFET：International Force for East Timor）の介入が始まる<sup>98</sup>。そして、日本人文民警察官3名が無事帰国したのは、9日朝のことであった<sup>99</sup>。

## 5 結語

1990年代後半、小渕内閣は、二度目の文民警察官派遣を東ティモールで成し遂げた。「カンボジアの事件」からおよそ6年後、インドネシアが、経済危機、政権転換の時代を迎えていたように、日本も同様の政治環境に置かれていく。まさに、小渕が政権を担った時期は、内政、外交ともに著しい流動化を迎えた時代であった。

こうした困難な政治環境にもかかわらず、政府は、ハビビ、グスマオ、国連事務局の要請を拒もうとせず、むしろ意欲を示してさえいた。だがそれは、「カンボジアの事件」の払拭を意味しない。官邸、総理府国際平和協力本部事務局、外務省、警察庁にとって、一方で日本人文民警察官の派遣を維持しながらも、他方で安全確保を伴わせるという調整の問題だったのである。

そこで彼らが辿り着いた答えが、カンボジア派遣時とは異なる条件の構築、すなわち配置場所であった。カンボジア派遣時に「分散配置」を経験し、初の犠牲者を出した以上、それを意識せずにいられない。参加五原則以上に、この「分散配置」を東ティモールでは避け、州都に置かれる「中央本部のみ配置」という条件を満たしてこそ、一つの前提が整うとされてきた。だが、地方、州都を問わず、現地の治安状況は「客観的に完全に安全」<sup>101</sup>とは判断できないほど悪化し、併合派の暴力事件に巻き込まれる危険性、インドネシア側の治安維持に対する意欲の低さが「東チモール調査ミッション」で確認され、政府は警戒と憂慮を募らせる一方であった。

そうした姿勢の根底には、一つの基本認識が秘められている。グスマオやハビビの要請も受けており、日本人文民警察官の派遣は確かに望ましい。けれども、カンボジアに引き続き犠牲者を出せば、将来の文民警察官派遣、ひいては国際協力そのものが途絶しかねない。この「二重の危機感」への対応として、ハビビ、マーカーとの交渉に登と茂田を当たらせる二重路線の外交を展開したわけだが、結局、整えられたのはマーカーとの交渉による「中央本部のみ配置」、すなわち少人数派遣のみであり、インドネシア政府が治安維持に曖昧な態度を取り続けるという根本的な構図は残された。その後も、場所、人数などの問題に議論が集中した点を考えると、「二重の危機感」は政府内で払拭されたわけではなく、あくまで非顕在化したに過ぎない。

ぎなかったといえよう。

さらに、併合派の暴力行為が UNAMET 関係者にも及び、治安状況が流動性を増幅させるにつれ、さらなる措置を政府は求めざるを得なくなった。併合派の襲撃が中央本部に及んだ場合、その局面にいかに対処するのかという問題が浮上したのである。しかしながら、田中の申し入れで撤退の了承が国連側から得られていたこともあり、国連、UNAMET との協調を優先するのか、それとも文民警察官の安全確保を優先するのかというジレンマに発展する事態は回避され、政府チャーター機による撤退は有効なイニシアティブとして機能した。これは、二重路線外交の挫折後、インドネシア政府への働き掛けを低下させるなか、国連との調整を維持、発展させるという政府の対応の「国連化」「UNAMET 化」の所産でもあったのである。

このように少人数本部派遣、即時撤退のいずれにせよ、現地勢力との接触を絶つところに最大の眼目があった。なかでも前者に関しては、その後 2007 年 1 月から翌年 2 月にかけて、国連東ティモール統合ミッション（UNMIT：United Nations Integrated Mission in Timor-Leste）に文民警察官が派遣された時も踏襲されている。事実、二度にわたって 2 名が派遣されたが、彼らの配置先は UNMIT 本部に限られていた<sup>102</sup>。つまり、1999 年の UNAMET への文民警察官派遣は、カンボジア派遣時の「分散配置」とも、カンボジア派遣後の「不参加」とも異なる、こうした少人数本部派遣の歴史的萌芽だったのである。

## 註

- 1 オーストリア発本省宛「国連平和維持活動(文民警察)/回答」1991年2月22日、開示文書整理番号01-908-9、外務省外交史料館蔵、1-2頁。
- 2 「第123回衆議院本会議録第33号」1992年6月15日、1-2頁。
- 3 Yasuhiro Takeda, "Japan's Role in the Cambodian Peace Process: Diplomacy, Manpower, and Finance", *Asian Survey*, Vol.38, No.6, June 1998, p.561.
- 4 「我が国の国際平和協力業務の実績」2013年3月16日、1-2頁。Secretariat of the International Peace Cooperation Headquarters, Cabinet Office, *Path to Peace 2012: History of Japan's International Peace Cooperation*, 2012, p.5。(内閣府国際平和協力本部事務局『平和への道 2012—我が国の国際平和協力のあゆみ』2012年、5頁)。Hugo Dobson, *Japan and United Nations Peacekeeping: New Pressures, New Responses*, London: RoutledgeCurzon, 2003, pp.122-125. L. William Heinrich, Jr., Akiho Shibata, and Yoshihide Soeya, eds., *United Nations Peace-keeping Operations: A Guide to Japanese Politics*, Tokyo: United Nations University Press, 1999, pp.26-28. 石塚勝美『国連PKOと国際政治—理論と実践』創成社、2011年、145頁。
- 5 田中節夫元警察庁次長へのインタビュー、2009年6月1日。
- 6 例えば、日本人文民警察官のカンボジア派遣を政治過程の側面から論じたものとして、拙稿「宮澤政権下での文民警察官派遣政策の形成と展開—要員の安全確保をめぐって」『国際安全保障』第39巻第4号、2012年3月。また、実際に政策に携わり、そうした経験に基づいてまとめられたものとして、斎藤実「国連平和維持活動への警察職員の派遣について」『警察学論集』第45巻第12号、1992年12月。山崎裕人「カンボジア文民警察日記」『文藝春秋』第71巻第9号、1993年9月、などがある。
- 7 そのような指摘は近年数多く見られる。例えば、Katsumi Ishizuka, "Japan's Policy towards UN Peacekeeping Operations", in Mely Caballero-Anthony and Amitav Acharya, eds., *UN Peace Operations and Asian Security*, London; New York: Routledge, 2005. 国際平和協力懇談会「『国際平和協力懇談会』報告書」2002年12月18日。古関彰一『「平和国家」日本の再検討』岩波書店、2002年。永田博美「日本のPKO政策—その批判的検討と今後のあり方」『国際安全保障』第29巻第1号、2001年6月。藤重博美「日本の警察と国際平和協力—その活性化に向けた7つの政策提言」『国際安全保障』第39巻第3号、2011年12月、がとりわけ有益である。
- 8 とりわけ、2002年の東ティモール独立以降の活動を検討したものが多数を占めている。一例として、田中(坂部)有佳子「アドホックなボトムアップ型の調整から日本型協力システムの模索へ—東ティモールへの施設部隊派遣を中心として」、山本慎一、川口智恵、田中(坂部)有佳子編『国際平和活動における包括的アプローチ—日本型協力システムの形成過程』内外出版、2012年。田邊揮司良「東ティモールPKOに参加して—子どもに夢を大人に技術を」『外交フォーラム』第17巻第10号、2004年10月。本多倫彬「自衛隊による国際平和協力活動の平和構築における役割—国連東ティモール支援ミッションへの陸上自衛隊部隊派遣を事例に」『国際安全保障』第39巻第2号、2011年9月、が挙げられる。
- 9 古沢希代子「東ティモールと『日本の貢献』—自衛隊派遣のまやかし」『軍縮問題資料』第230号、1999年12月、75頁。
- 10 外務大臣官房報道課「東チモールに展開する多国籍軍のための資金拠出について」1999年10月4日、開示文書整理番号4-469-1、外務省外交資料館蔵、1頁。南東アジア第二課「東チモールに展開する多国籍軍のための資金拠出大臣ご発言要領」1999年10月4日、開示文書整理番号4-469-1、外務省外交資料館蔵、1頁。
- 11 James Dunn, *Timor: A People Betrayed*, Milton, Qld.: Jacaranda Press, 1983, pp.283-285. 侵攻後の国連では、インドネシア非難決議案が審議されたが、日本は決議への反対姿勢を崩さなかった。波多野澄雄、佐藤晋『現代日本の東南アジア政策』早稲田大学出版部、2007年、123頁。
- 12 Ibid, p.286. James Cotton, "The Emergence of an Independent East Timor: National and Regional Challenges", *Contemporary Southeast Asia*, Vol.22, No.1, April 2000, p.2. 後藤乾一「東ティモール『州』、『自立』への道」、後藤乾一編『インドネシア—揺らぐ群島国家』早稲田大学出版部、2000年、157頁。
- 13 民族解放運動を歴史的に扱ったものとして、古沢希代子、松野明久『ナクロマ—東ティモール民族独立小史』日本評論社、1993年。松野明久『東ティモール独立史』早稲田大学出版会、2002年。Sarah Niner, "A Long Journey of Resistance: The Origins and Struggle of CNRT", Richard Tanter, Mark Selden, and Stephen R Shalom, eds., *Bitter Flowers, Sweet Flowers: East Timor, Indonesia, and the World Community*,

- Lanham, Md. : Rowman & Littlefield Publishers, 2002. やや古いものの、逆にインドネシア軍の侵略と支配体制を詳述した古典的名著として、Budiardjo, Carmel and Liem Loei Lioeng, *The War Against East Timor*, London: Zed Books, 1984 (東チモールの独立に連帶する会証『地図から消された東チモール—インドネシアの侵略、続く抵抗』ありえず書房、1986年)。John G. Taylor, *Indonesia's Forgotten War: The Hidden History of East Timor*, London: Zed Books, 1991. また、東ティモール問題に関わる国連の歴史的文書を集めて編集したものとして、Heike Krieger, eds., *East Timor and International Community: Basic Documents*, Cambridge; New York: Cambridge University Press, 1997 がとりわけ有益である。
- 14 古沢希代子「インドネシアの金融・経済危機と東ティモール和平」『軍縮問題資料』第209号、1998年3月、60頁。
- 15 後藤、前掲「東ティモール『州』、『自立』への道」206-207頁。
- 16 Ian Martin and Alexander Mayer-Rieckh, "The United Nations and East Timor: From Self-Determination to State-Building", *International Peacekeeping*, Vol.12, No.1, Spring 2005, p.127.
- 17 *United Nations Security Council Resolution* 1246, S/RES/1246, June 11, 1999.
- 18 秋山昌廣『日米の戦略対話を始まった—安保再定義の舞台裏』亞紀書房、2002年、216頁。
- 19 佐道明広「橋本龍太郎—冷戦後に噴出した外交課題に挑んだ新保守世代の旗手」、佐道明広、小宮一夫、服部龍二編『人物で読む現代日本外交史—近衛文麿から小泉純一郎まで』吉川弘文館、2008年、314頁。
- 20 鳥海靖編『歴代内閣・首相事典』吉川弘文館、2009年、698-707頁、を基に算出。
- 21 佐道明広「『改革』政治の混迷—1989～」吉川弘文館、2012年、108頁。
- 22 石川真澄、山口二郎『戦後政治史』第3版、岩波書店、195頁。
- 23 梅澤昇平『野党の政策過程』芦書房、2000年、146-147頁。
- 24 石川、山口、前掲『戦後政治史』195頁。
- 25 「第143回国会における所信表明演説」1998年8月7日、内閣官房編集協力『小渕内閣総理大臣演説集(上)』日本広報協会、2003年、61頁。「第143回衆議院本会議録第3号」1998年8月7日、3頁。「第143回参議院本会議録第2号」1998年8月7日、3頁。なお、衆参両院の議事録の場合、「国連要員等安全条約」、「秋野ファンド」という言葉に括弧は付けられておらず、カンボディアはカンボジアと表記されている。
- 26 竹中治堅『首相支配—日本政治の変貌』中央公論新社、2006年、111-112頁。
- 27 野中広務『老兵は死なず—野中広務全回顧録』文藝春秋、2003年、106-109頁。
- 28 同上。
- 29 五百旗頭真、伊藤元重、薬師寺克行編『野中広務—権力の興亡』朝日新聞出版、2008年、222頁。
- 30 同上。
- 31 拙稿「PKF凍結解除の政策過程—参加五原則『一括処理』とPKF『先行処理』の相剋」『21世紀社会デザイン研究』第6号、2008年2月、98-99頁。
- 32 Erwin A. Schmidl, "Police Functions in Peace Operations: An Historical Overview", Robert B. Oakley, Michael J. Dziedzic and Eliot M. Goldberg, eds., *Policing the New World Disorder: Peace Operations and Public Security*, Honolulu, Hawaii: University Press of the Pacific, 2002, p.32.
- 33 例えば、永田博美は、2002年の時点で「冷戦期中のPKOには、CIVPOL要員はごく一握りの国からせいぜい数十人程度が派遣されていただけであったのに対し、現在では全国連加盟国の約4割から総数7000人以上の要員が提供されるまでになり、その活躍の場は飛躍的に拡大している」と指摘している。永田博美「PKOと文民警察の役割—破綻国家における警察再建支援についての一考察」『海外事情』第50巻第11号、2002年11月、31頁。他方、福田菊は、CIVPOLを併設したPKOの数を算出している。冷戦期に設置された18のPKOのうち、CIVPOLが併設されたのはコンゴとキプロスのみだったが、冷戦終結後の1989年から2001年までの間には、設置された39のPKOのうち、23がCIVPOLを併設していたという。ただし、コンゴにおいては、CIVPOLが国内の暴動に対処したのではなく、部隊がその役割を担っていた。福田菊「PKOにおける文民警察(CIVPOL)」、龍谷大学国際文化学会『国際文化研究』第6号、2002年、18-19頁。なお、東ティモールの事例を用いて、法執行の「現地化」におけるCIVPOLの有効性を検討したものとして、安藤友香「紛争後社会における国連文民警察の役割—東ティモールにおける活動を中心に」、大阪大学大学院国際公共政策研究科『国際公共政策研究』第11巻第1号、2006年9月、がある。
- 34 『朝日新聞』1999年4月25日。

## 小渕政権期の文民警察官派遣政策

- 35 The Ministry of Foreign Affairs of Japan, On East Timor: Statement by the Press Secretary / Director-General for Press and Public Relations, Ministry of Foreign Affairs, 24 April 1999. <<http://www.mofa.go.jp/announce/announce/1999/4/424.html>> accessed on April 22, 2013.
- 36 草野厚「P K O参加の新たな展望」、『外交フォーラム』編集部編『「新しい戦争」時代の安全保障—いま日本の外交力が問われている』都市出版、2002年、216頁。
- 37 『朝日新聞』1999年5月8日。
- 38 「東チモール問題について（5月27日官房長官説明用）」1999年5月27日、情報公開第02302号、開示請求番号2008-00688、1頁。
- 39 同上。
- 40 警察庁「カンボディア派遣—日本文民警察要員活動記録」1994年2月、警察庁甲情公発第69-2、5頁。
- 41 「アンピルにおける文民警察要員襲撃事件の概要について」1993年5月5日、情報公開第02631号、開示請求番号2008-00155、1頁。
- 42 『朝日新聞』1999年5月13日。
- 43 *Monthly Summary of Troop Contribution to United Nations Operations as of 31/08/99*, January 26, 2005, p.3.
- 44 Ian Martin, *Self-determination in East Timor: The United Nations, the Ballot, and International Intervention*, Boulder: Lynne Rienner Publishers, 2001, p.42.
- 45 「東チモール問題—各国の国連に対する協力」1999年5月27日、情報公開第02302号、開示請求番号2008-00688、1頁。*Monthly Summary of Troop Contribution to United Nations Operations as of 31/08/99*, pp.4-11。なお、前者の外務省情報公開請求開示文書では、これらの国名が伏せられているものの、後者の国連文書の記述と照らし合わせると、これらの参加国の人数が明らかになる。
- 46 インドネシアの警察機構は、ディリの州警察本部が県本部13を有し、その下に62の警察署を設置していた。通常、警察官数は約4000名であったが、8月30日の投票時には約6700名のインドネシア警察官が治安の任に就いていた。折田康徳、堀江良一「対談 日本の文民警察官、派遣さる」『外交フォーラム』第139号、2000年3月、43-44頁。
- 47 この議員懇談会は、国会議員72名で1986年11月に結成された。当時社民連の江田五月議員が初代事務局長を務め、自民党の鯨岡兵輔、社会党的土井たか子、社民党の永末英一らも名を連ねている。古沢、前掲「東ティモールと『日本の貢献』」74-75頁。
- 48 『産経新聞』1999年5月13日。
- 49 古沢、前掲「東ティモールと『日本の貢献』」75頁。
- 50 同上。
- 51 The Ministry of Foreign Affairs of Japan, Dispatch of a Mission to East Timor, May 15, 1999.
- 52 堀江良一「夜明け前の東ティモール—国際平和協力隊現地活動報告」『外交フォーラム』第137号、2000年1月、74頁。
- 53 「東チモール調査ミッション報告」1999年5月25日、情報公開第01483号、開示請求番号2011-00300、1頁。
- 54 同上。
- 55 同上、2頁。
- 56 同上。
- 57 古沢、前掲「東ティモールと『日本の貢献』」75頁。
- 58 同上。
- 59 『日本経済新聞』1999年5月15日。
- 60 前掲「東チモール調査ミッション報告」4頁。
- 61 前掲「東チモール問題について」2頁。
- 62 同上。
- 63 同上。
- 64 *Question of East Timor: Report of the Secretary-General*, S/1999/705, June 22, 1999, p.2.
- 65 山崎隆一郎大使発外務大臣宛「東チモール問題(正式要請書の取付及び受入同意の確認)」1999年6月24日、情報公開第02297号、開示請求番号2008-00687。
- 66 「東チモール国際平和協力業務実施計画」1999年6月29日。

- 67 「東チモール国際平和協力隊の設置等に関する政令」日付不明、平成 11 年政令第 212 号。
- 68 The Ministry of Foreign Affairs of Japan, Dispatch of Civilian Police Officers to the United Nations Mission in East Timor: UNAMET , August 28, 1999.
- 69 前掲「東チモール国際平和協力業務実施計画」2 頁。
- 70 『日本経済新聞』1999 年 6 月 29 日。
- 71 折田、堀江、前掲「日本の文民警察官、派遣さる」42-49 頁。
- 72 警察庁「文民警察官派遣に際し実施した事前教養訓練の概要」2003 年 11 月、警察庁甲情公発第 66-2、1 頁。
- 73 「第 145 回衆議院外務委員会議録第 11 号」1999 年 7 月 23 日、10 頁。
- 74 同上。
- 75 James A. Schear and Karl Farris, "Policing Cambodia: The Public Security Dimensions of U.N. Peace Operations", Oakley, Dziedzic and Goldberg. eds., *Policing the New World Disorder*, p.83.
- 76 総理府で実施された事前教養訓練は次の通りである。(1) UNAMET の概要、東ティモールに関する基礎知識（現地情勢等）（外務省）。(2) 語学（英語、インドネシア語）（外務省）。(3) PKO 法の概要、実施計画、マンデートの概要（PKO 事務局）。(4) 保健衛生（マラリア等現地特有の病気の予防法等）（国立国際医療センター）。(5) 英語による無線通信訓練、野外における応急救護措置、各種安全確保対策（現地の武器の概要、襲撃時対処法等）（防衛庁）。(6) 野外研修（オフロード車運転訓練）。警察庁、前掲「文民警察官派遣に際し実施した事前教養訓練の概要」1 頁。
- 77 総理府国際平和協力本部事務局『東チモール国際平和協力業務／東チモール避難民救援国際平和協力業務、業務記録集』2000 年、16-20 頁。
- 78 *Letter Dated 12 July 1999 from the Permanent Representative of Indonesia to the United Nations Addressed to the President of the Security Council*, S/1999/782, July 13, 1999, Annex.
- 79 UNAMET Daily Briefing Summaries, *Transcript of Press Conference By Ian Martin, Special Representative of the Secretary-General For East Timor*, July 5, 1999.
- 80 前掲「東チモール調査ミッション報告」2 頁。
- 81 『朝日新聞』1999 年 7 月 8 日。
- 82 「東チモール国際平和協力業務の実施の結果」1999 年 11 月 2 日、4 頁。
- 83 ミルズは、キプロスの文民警察活動で司令部に勤め、パプア・ニューギニアでは警察組織の立ち上げに従事した経験を持つ。退官時には、オーストラリア警察の国際担当局長を 5 年間務めた国際派であった。折田康徳「急ぎ過ぎた国連東チモール対策」、東海大学平和戦略国際研究所『ヒューマン・セキュリティー』第 4 号、1999／2000 年、189 頁。
- 84 同上。
- 85 総理府、前掲『東チモール国際平和協力業務』21-24 頁。
- 86 折田、堀江、前掲「日本の文民警察官、派遣さる」46 頁。
- 87 *United Nations Security Council Resolution 1262*, S/RES/1262, August 27, 1999.
- 88 『朝日新聞』1999 年 8 月 31 日。
- 89 *The Japan Times*, September 8, 1999.
- 90 投票結果は次の通りである。有効投票総数 446953 票、賛成 94388 票（21.5%）、反対 344580 票（78.5%）、無効 7985 票（1.8%）であった。Martin, *Self-determination in East Timor*, p.94, 157.
- 91 *Report of the Secretary-General on the Situation in East Timor*, S/1999/1024, October 4, 1999, p.1
- 92 Geoffrey Robinson, "With UNAMET in East Timor: A Historian's Personal View", *Bulletin of Concerned Asian Scholars*, Vol.32, Nos.1 and 2, 2000, p.25.
- 93 南東アジア第二課「東チモールの治安回復のための多国籍軍に対する支援の必要性」1999 年 9 月 19 日、開示文書整理番号 4-469-3、外務省外交資料館蔵、1-2 頁。
- 94 前掲、田中元警察庁次長へのインタビュー。
- 95 総理府、前掲『東チモール国際平和協力業務』44 頁。
- 96 The Ministry of Foreign Affairs of Japan, "Position of the Government of Japan in regard to the current situation in East Timor", *Press Conference by the Press Secretary*, September 7, 1999.

- 97 Peter Chalk, *Australian Foreign and Defense Policy in the Wake of the 1999/2000 East Timor Intervention*, Santa Monica, CA: RAND, 2001, pp.35-36.
- 98 高村外務大臣談話「東チモールに関する安保理決議の採択」1999年9月、開示文書整理番号4-469-2、外務省外交資料館蔵、1頁。United Nations Security Council Resolution 1264, S/RES/1264, September 15, 1999.
- 99 多国籍軍の人道的介入を論じたものとして、David Dickens, "The United Nations in East Timor: Intervention at the Military Operational Level", *Contemporary Southeast Asia*, Vol.23, No.2, August 2001. Nicholas J. Wheeler and Tim Dunne, "East Timor and the New Humanitarian Interventionism", *International Affairs*, Vol.77, No.4, 2001. 山田哲也「人道的介入論と東ティモール」『国際問題』第493号、2001年4月、が詳しい。
- 100 総理府、前掲『東チモール国際平和協力業務』44頁。
- 101 前掲「東チモール調査ミッション報告」2頁。
- 102 「東ティモール国際平和協力業務の実施の結果」2008年3月、3-4頁。

本稿は、“Japan's Civilian Police and the Issue of the East Timor PKO Participation: Departure from Nonparticipation”, The Second International Symposium on Designing Governance for Civil Society, Keio University, Tokyo, March 6, 2010. を日本語に訳した上で、大幅な加筆、修正を施したものである。当日、質問、コメントを寄せて下さった先生方にこの場を借りて感謝申し上げたい。